

# U I Jターン移住支援金の申請をお考えの方へ (千葉県内から東京23区へ通勤していた移住された向け)

単身移住10万円、世帯移住20万円(18歳未満の世帯員がいる場合、最大30万円)

## 移住支援金の申請を希望される方は 館山市雇用商工課へ 事前にご相談ください!

**TEL:0470-22-3136**

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方  
を確認させていただいております。

移住支援金の申請をお考えの方は、  
転入後、速やかにご連絡ください。



### 移住支援金の対象

次の①・②いずれにも該当する方が対象となります。

#### ① 次のいずれにも該当する

- 【1】館山市に転入する直前に、連続して1年以上、『千葉県内のうち条件不利地域(注)以外の地域に在住し、東京23区に通勤(通学)』している
- 【2】館山市に転入する直前10年間のうち、通算して5年以上、『千葉県内のうち条件不利地域(注)以外の地域に在住し、東京23区に通勤(通学)』している ※在住と通勤(通学)の期間は合算可能

#### ② 次のいずれかに該当する

- 【1】就業(一般)  
千葉県の就職マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載の移住支援金の対象企業に就業し、申請時において連続して3か月以上在職している
- 【2】就業(専門人材)  
千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、申請時において連続して3か月以上在職している
- 【3】起業  
館山市で起業し、申請日までの1年以内に、(公財)千葉県産業振興センターの起業支援金の交付決定を受けている

(注) 千葉県内のうち条件不利地域 館山市・旭市・勝浦市・鴨川市・富津市・南房総市・匝瑳市・香取市・山武市・いすみ市・東庄町・九十九里町・長南町・大多喜町・御宿町・鋸南町

▶ 移住支援金の詳細は、館山市雇用商工課HPでもご案内しております。

(<https://www.city.tateyama.chiba.jp/shoukan/page100344.html>)

移住支援金に関するお問合せ・ご連絡は、館山市雇用商工課雇用定住係まで

館山市館山 1564-1“渚の駅”たてやま内  
TEL:0470-22-3136